

平成 20 年 6 月 18 日
千葉県県土整備部技術管理課

公共工事における資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の 変更等について

国土交通省においては、鋼材類及び燃料油が高騰している状況に鑑み、発注後に資材が高騰した場合、請負業者に支払う工事代金を上乗せする「単品スライド条項」を適用することとした。

千葉県においても、建設資材の鋼材類及び燃料油の高騰が著しいことから、建設工事請負契約書第 26 条第 5 項の規定により、下記のとおり、適用することとするものです。

記

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 対象資材 | 鋼材類、燃料油 |
| 2 | 対象工事 | 対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、
工事費の 1% を超える工事 |

なお、単品スライド条項適用のための運用基準を策定します。

その主な運用基準の項目は、別紙のとおりであり、施行日も含めて詳細について定め、公表します。

※ 単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となった場合に、請負代金額の変更を可能とするものです。

【問い合わせ先】

県土整備部 技術管理課 技術情報室
直通 (043) 223-3111

主な運用基準項目

項目	備考
対象資材	鋼材類、燃料油の中から、具体的な品目を選定する。
変動額の算定方法	変動後資材価格の設定方法や変動額算定式を設定する。
契約変更手続き	契約変更にあたっての協議方法、契約変更の時期等を規定する。

《参考》

○ 建設工事請負契約書（抜粋）

第26条第5項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

○ 単品スライド条項に係る経緯

第二次オイルショック期間の昭和55年度に、石油価格の高騰による建設資材（燃料油、アスファルト類、生コンクリートなど）の価格変動に対応し、特別措置を設け、契約金額の変更を行った。